

西尾市行財政改革推進計画 第5次実行計画

平成30年2月22日

西尾市

目 次

1	本計画について	P 1
	(1) 目的	
	(2) 位置付け	
	(3) 計画期間	
	(4) 取組方針	
	(5) これまでの計画との関連	
	(6) 計画策定までの流れ	
2	目標	P 1
	(1) 目標の背景にある本市の財政概況	
	(2) 目標	
3	目標達成に向けての職員の意思統一	P 3
4	計画を実行するための具体的な取り組み	P 3
	(1) 実行計画の推進	
	(2) 各課一行革の実行	
	(3) その他	
5	実行計画	P 3
	(平成 29 年 3 月 21 日策定)	
	第 1 号 行政財産の有効活用	P 4
	第 2 号 「西尾市ふるさと応援寄附金」のさらなる充実	P 7
	第 3 号 地方債の繰上償還等による残高削減、財政健全化	P 9
	第 4 号 下水道事業計画（汚水対策）の抜本的見直し	P 11
	第 5 号 旅費日当の見直し	P 13
	第 6 号 観光事業委託料の段階的縮減	P 15
	第 7 号 リバースオークション（競り下げ方式）の試行的導入	P 17
	第 8 号 総合窓口・コンシェルジュの導入と民間委託	P 19
	第 9 号 庶務管理システムの導入	P 22
	第 10 号 総合文書管理システムの導入	P 24
	第 11 号 LINE で情報発信	P 26
	(平成 29 年 8 月 28 日策定)	
	第 12 号 ネーミングライツ（命名権）制度の導入	P 28
	第 13 号 水道事業の経営安定化	P 30
	第 14 号 公共料金等の一括支払	P 32
	第 15 号 会議録の簡略化	P 34
	第 16 号 行政情報コーナーの移設	P 35

(平成 30 年 2 月 22 日策定)

第 17 号	公共施設の空き部屋を学習室に開放	P 37
第 18 号	投票区・投票所の見直し	P 39
第 19 号	防犯灯の一斉 LED 化	P 41
第 20 号	敬老事業委託料等の見直し	P 43
第 21 号	医師会等協力費の見直し	P 45
第 22 号	消防車の削減	P 47
第 23 号	児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料の廃止	P 48
第 24 号	補助金制度の見直し	P 50

1 本計画について

(1) 目的

西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）の計画期間が平成28年度末までとなっている。新たな計画として第5次実行計画を策定し、具体的な取り組みを計画し、実行に移すことで、時代に相応しい施策を実施して持続可能な自治体運営を行うことを目的とする。

(2) 位置付け

計画期間内における行財政改革を推進するための基本的な計画とする。

(3) 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

なお、平成29年度においても計画を追加策定し、計画期間内において順次実行していくこととする。

(4) 取組方針

本計画は、別に定めた西尾市行財政改革大綱に基づき実行する。

(5) これまでの計画との関連

本市は、これまで第1次から第4次までの計画を策定して推進してきたが、これらの計画にある取り組みについて、継続して取り組む必要があると判断したものについては、引き続き推進することとする。

(6) 計画策定までの流れ

ア 職員で構成する西尾市行財政改革検討会が、専門部会毎に計画案を作成。

専門部会：歳入確保、歳出削減、アウトソーシング、
市民サービス向上・業務効率化の4部会

イ 市民で組織する西尾市行財政改革推進委員会で計画案について意見聴取。

ウ パブリックコメントを経て、市長を本部長とする西尾市行財政改革推進本部会議で計画案を協議し、実行計画として策定する。

2 目標

(1) 目標の背景にある本市の財政概況

本市の財政概況については、歳入では、景気動向が緩やかに回復しつつあるものの、リーマンショック以前の水準（合併前の自治体合算）までには回復していない状況である。

また、法人市民税の一部国税化に伴う減収も今後見込まれる状況にある。

さらに、合併算定替により交付されていた普通交付税については、平成29年度から段階的に縮減され、平成34年度には合併算定替の終了に伴い大幅な減収となる。

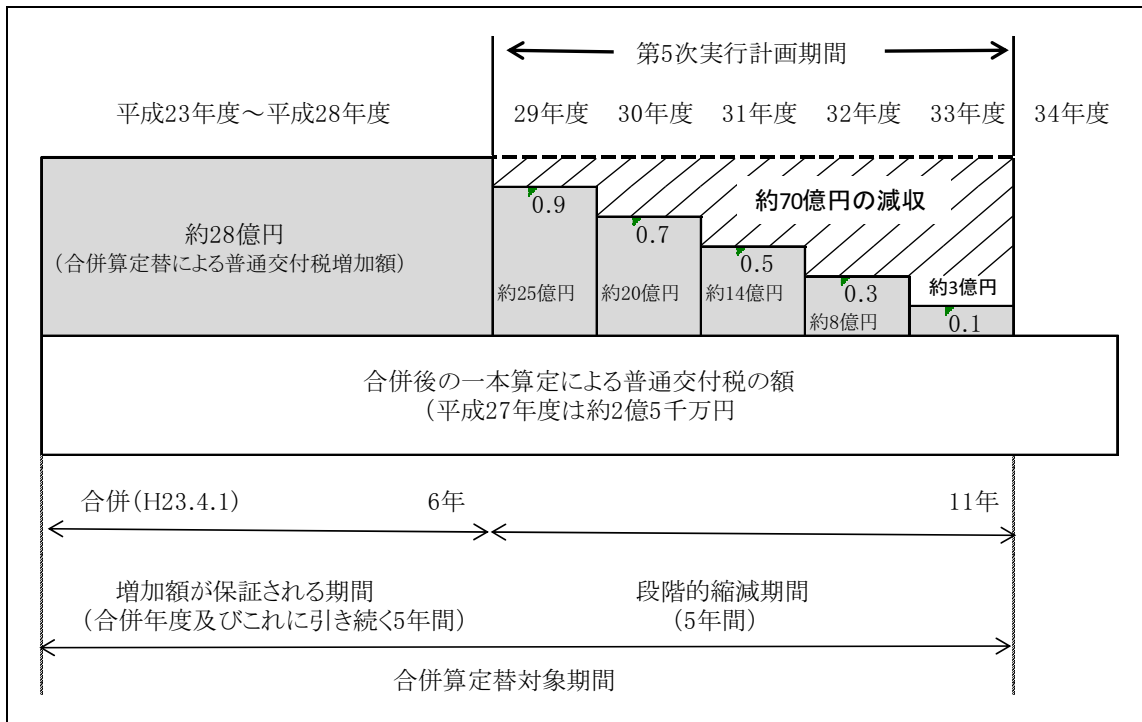
この段階的縮減期間は、第5次実行計画期間と重なることとなる。【参考図】

一方、歳出では、少子高齢化により増え続ける社会保障関連経費や、施設等の老朽化対策等に加え、防災減災対策等の喫緊の課題に対応する必要性が生じている。

このような状況において、限られた財源を最大限有効活用するため、効率的でムダのない事務事業を執行し、健全な財政運営のもとに、持続可能な行政運営を確立していかなければならない。

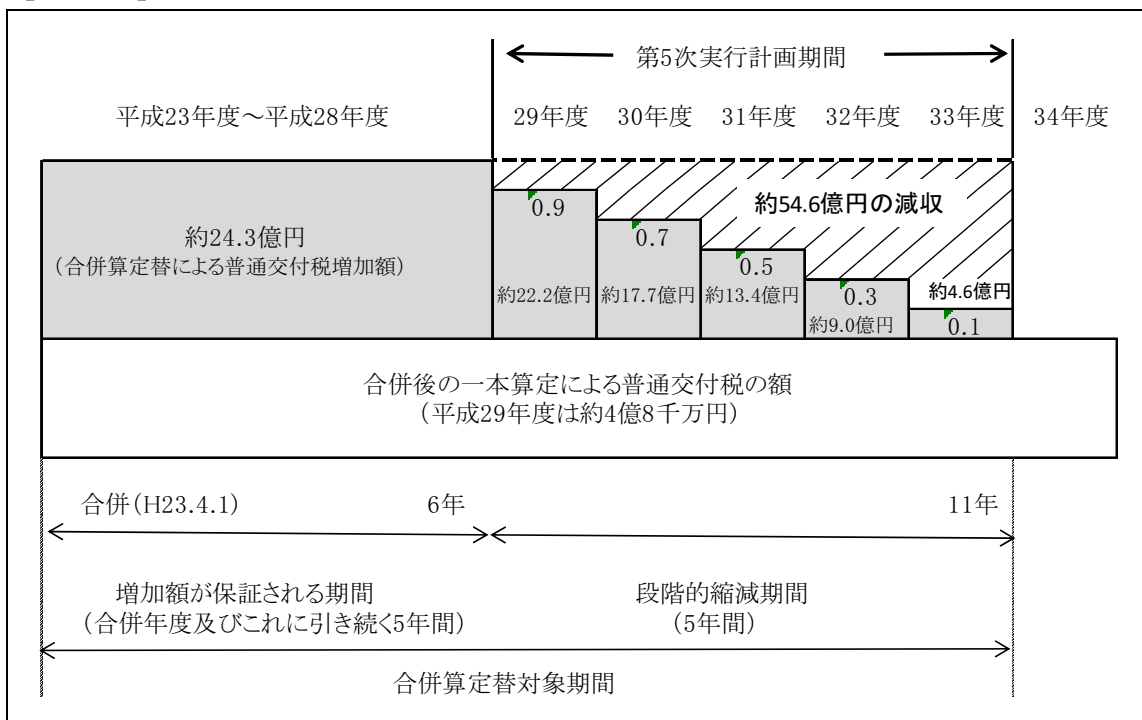
【参考図】

(平成27年度決算ベース)



【参考図】

(平成29年度決算見込ベース)



(2) 目標

上記参考図にある、第5次実行計画期間と重なる「普通交付税の段階的縮減」に対応していくことを目標とする。(5年間で約70億円の減収は、平成27年度決算時点におけるもので、今後変動する。)

3 目標達成に向けての職員の意思統一

- 新たな歳入確保に努めること
- ムダを省き、歳出（経費）の削減に努めること
- 市民サービスの向上を図るとともに、同じ経費なら市民サービスの拡大につながる方法を選択すること
- 事務事業を精査して、スクラップ&ビルドや統廃合を進め、また、事務事業の終期を見据えること
- お金を使わず、知恵と汗を出すこと
- 実行できない理由を並べるのではなく、実行できる方法を模索すること
- 効率的な仕事や事業の統廃合等によって得られた時間は、新たな行政需要に対する計画立案等に充てられるようにすること

4 計画を実行するための具体的な取り組み

(1) 実行計画の推進

西尾市行財政改革検討会が作成した計画案や、西尾市行財政改革推進委員会の意見を参考にしながら、西尾市行財政改革推進本部が決定した実行計画を推進する。

(2) 各課一行革の実行

各課で一つ以上の行財政改革の取り組みを樹立し、実行する。

(3) その他

これまで実施してきた西尾市行財政改革推進計画に基づく取り組みの継続や、この第5次実行計画には盛り込まれていないが、西尾市行財政改革大綱に照らし、必要と判断された取り組みを行う。

5 実行計画

次ページ以降のとおり。

計画名 行政財産の有効活用

1 現状と課題

現在、本市が所有している土地や建物等の行政財産に自動販売機等の設置を求める事業者に対しては、有償でその使用を認めており、一定の自主財源が確保されている。

今後、次の3つの視点から現行の方法を整理検証し、適正化する。

(1) 行政財産「貸付け」の積極的活用

市役所やふれあいセンター等に、事業者が自動販売機等を設置する方法として、事業者から申請を受けた市が「行政財産目的外使用」を許可し、「行政財産目的外使用料」を徴収する方法がある。

また、平成18年に地方自治法が改正され、行政財産の「貸付け」の範囲が拡大されたことにより、両者が「賃貸借契約」を結び、事業者が市に「賃借料」を支払う方法が可能になった。

「行政財産目的外使用」と「貸付け」の選択については、1年から2年程度の短期で暫定的に使用させるならば、「行政財産目的外使用」が適し、それ以上の期間、使用を認めることが可能であるならば、「貸付け」が適するとされている。最近では、貸付け相手の事業者間で価格競争を行わせることができる「貸付け」の事例が増えてきている。

本市では、「行政財産目的外使用」の件数が多い(表2)。また、件数は少ないが「貸付け」(表1)も実施している。両者を比較すると「目的外使用料」よりも「賃借料」の方が市にとって有利であることが分かる。

(表1) 賃借料内訳

設置箇所	設置物	区分	m	賃借契約期間	①年額(円)	電気料金(H27)	②(仮)目的外使用料(円)	比較①-②(円)
市民課ロビー	広告表示灯	建物	1.5	5年(25.2.1~30.1.31)	540,000	5,069	24,535	515,465
矢田ふれあいセンター	自動販売機	土地	2.52	2年10ヵ月(26.6.1~29.3.31)	55,000	16,705	2,721	52,279
アクティ西尾	自動販売機	建物	2.52	3年(26.4.1~29.3.31)	55,000	24,402	未調査	未調査

※全てメーター管理

(2) 行政財産目的外使用料の減免適正化

市の「行政財産目的外使用料」のうち、財産管理規則(以下、規則という)第9条第6項第1号から第4号までの規定により、減免を適用しているのは(表2)のとおりである。全額減免が多い。

(表2) 減免内訳(H26年度決算ベース) (単位:円)

区分	目的外使用料		減免額		うち全額減免		うち部分減免	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土地	184	6,510,385	59	11,120,807	54	9,479,067	5	1,641,740
建物	53	7,191,198	51	16,626,857	33	12,514,892	18	4,111,965
合計	237	13,701,583	110	27,747,664	87	21,993,959	23	5,753,705

(3) 自動販売機の電気料金適正化

事業者が「行政財産目的外使用」許可を受けて設置する自動販売機に、消費電力メーターが付いていない場合、自動販売機1台につき一律月額2,000円徴収している。

また、自動販売機のプレートに年間消費電力量が記載されている場合は、記載された電力量を2倍したものを年間消費電力として取り扱い、当該施設の総消費電力と比較、按分して徴収している。

このように、実際に消費する電力量は、自動販売機の性能や製造年式等により異なるため、現行の制度が実態に即していないことも考えられる。

2 今後の方針

(1) 行政財産「貸付け」の積極的活用

先行的に「貸付け」を導入している事例（表1）を参考に、他施設においても、「行政財産目的外使用」から「貸付け」へ積極的に転換し「貸付け」を拡充する。

なお、「行政財産目的外使用」から「貸付け」へ転換する場合は、土地は2年、建物は1年ごとに迎える「行政財産目的外使用」の期間更新時や、自動販売機の法定耐用年数である5年間経過時等が考えられるが、個々の事例に即して柔軟に対応する。

(2) 行政財産目的外使用料の減免適正化

減免率は、各担当課で決めているため、今後、全事例において現在適用している「減免率」が適正かどうか検討する。

検討では、全額減免の原則廃止を含め、許可者に対し一定の負担を求める。「減免率」は10%～90%等が考えられるが、個々の事例で判断する。なお、規則第9条第6項第1号から第3号の者（社会福祉法人、社会教育関係団体、国及び公共団体）には、全額減免も認めるなど、柔軟に対応する。

(3) 自動販売機の電気料金適正化

自動販売機の期間更新又は新たに自動販売機の設置を許可する場合、電気料金メーター設置を義務付け、電気料金を適正化する。なお、やむを得ない理由により、設置できない場合の電気料金は、他自治体等の例を参考に現行の徴収方法の見直しを検討する。

3 取り組み内容

「今後の方針」のとおり。なお、(1) 行政財産「貸付け」の積極的活用の拡充例として、市民課ロビーに設置済の「広告付き案内地図板」の貸付け面積を拡張し、賃借料の増収を図る。

4 効果

(1) 行政財産「貸付け」の積極的活用

「賃借料」は個々の価格競争により契約するため、具体額を示すことはできないが、自動販売機1台につき、概ね年額5万円程度の増収（(表1) 参照）が見込める。

(2) 行政財産目的外使用料の減免適正化

仮に(表2)に示した「減免額」約2,700万円のうち、約2,200万円を占める「全額減免」を「部分減免」に変更した場合、下記のとおり減免率が低いほど増収が見込まれる。

減免率 10%（低）の場合	⇒	2,200 万円 × 目的外使用料 90% = 1,980 万円増収
減免率 50%（中）の場合	⇒	2,200 万円 × 目的外使用料 50% = 1,100 万円増収
減免率 90%（高）の場合	⇒	2,200 万円 × 目的外使用料 10% = 220 万円増収

(3) 自動販売機の電気料金適正化

全自動販売機に消費電力メーターが設置されれば、実態に即した電気料金を徴収できる。

5 実施時期

平成 29 年度から順次実施し、33 年度には見直しを完了する。

6 担当課

財政課で方針を定め、各施設担当課が個々に実施

7 考えられる課題・問題点

- (1) 「貸付け」は、場所によって採算性が見込めず、価格競争が不調に終わる。
- (2) 現在「全額減免」を認めている事業者や団体との調整が難航する。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

- (1) 不調の場合、従来どおり目的外使用許可で対応する。
- (2) 当初は減免率を高く設定し、徐々に「減免率」を低くするなどの激変緩和をとる。

計画名 「西尾市ふるさと応援寄附金」のさらなる充実

1 現状と課題

本市のふるさと納税は、平成27年度に「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」、「えびせんべい」の返礼品指定や、専門ポータルサイト「ふるさとチョイス」へ加入したところ、前年度比5倍強にあたる3,100万円余りの寄附金を全国から受け入れた。（表1）参照

※県内54市町村中9位の実績（総務省調査）

平成28年9月1日には、吉良温泉や佐久島への旅行、愛知こどもの国乗り物乗車券等、公募で選定した31事業者54品目を追加し、（一社）西尾市観光協会に配送業務等を委託したところ、平成28年9月の実績が大幅に伸びた。（表2）参照

しかし、ふるさと納税では、全国の市町村による返礼品競争が過熱しているため、より魅力ある返礼品や本市のPR活動が必要となる。

（表1）平成27年度寄附件数及び金額（H27.6～H28.3）

合計		内訳		
		市内	県内(市内除く)	県外
件数	2,037	268 (13.2%)	550 (27%)	1,219 (59.8%)
金額(円)	31,311,106	9,547,106 (30.5%)	7,524,000 (24%)	14,240,000 (45.5%)

（表2）平成28年度実績（H28.4～H28.9）

月	件数	金額(円)
4	199	2,920,000
5	125	1,880,000
6	158	2,722,000
7	141	2,079,000
8	115	2,070,000
9	487	7,900,000

2 今後の方針

PR活動の充実

「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」、「佐久島・吉良温泉宿泊旅行」を始め、返礼品が充実している本市のふるさと納税制度をより多くの方に興味を持っていただけるような「インパクト」のあるPR活動を展開する。

3 取り組み内容

PR活動の充実

(1) 返礼品事業者や観光協会と協力して物産展を始めとするイベント開催時やお歳暮、

お中元時等にふるさと納税のPR特設コーナーを設け、新たな寄附者の掘り起こしを行う。

- (2) ふるさとチョイス等のサービスプランを現在の基本プランからトップページのバナー掲載や自治体特集ページが可能となるサービスプランに変更し、本市の露出を増やす。
- (3) 平成29年に始めた「西尾市ふるさとチョイス」印字済「オリジナルはがき」等によるPRを継続する。

4 効果

潜在的な需要を掘り起こし、市内外からの寄附が増えることが期待できる。

5 実施時期

平成29年度から順次実施

6 担当課

企画政策課、商工観光課

計画名 地方債の繰上償還等による残高削減、財政健全化

1 現状と課題

国は地方自治体が高金利時代に発行した地方債の金利負担を軽減する特例措置として、平成24年度までの期限付きで、公的資金(財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金)による借入債について、自治体が支払う必要がある補償金(繰上償還しなかった際に自治体が今後支払う利子額に相当)を免除する繰上償還の特例措置を設け、上下水道事業など企業会計の地方債を中心に、償還対象額は全国で総額5兆円にまで達した。

本市においても、主に上下水道事業の利率5%以上の起債について、公的資金補償金免除繰上償還(約13億円)と市中銀行等資金への借換え(5.2~7.2%⇒0.193~0.45%)を行った。

しかし、現在、日銀によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和が図られる中で、現在の財政融資資金長期資金の借入金利は0.3%程度まで引き下げられるまでに至っており、こうした時代背景の中で、さらに残債の繰上償還と借換え等を進めることで、償還利子額の将来負担を少しでも軽減することが求められる。

2 今後の方針

地方債の繰上償還と借換え等を積極的に活用することにより、将来負担の軽減、ひいては財政健全化を図る。

3 取り組み内容

国等に、従前の制度をさらに推し進め、年利2~3%の公的資金の残債に係る繰上償還において、その補償金を免除する新たな特例措置の構築ができるだけ早期に諮られるよう働きかけていく。さらに、高利率の市中銀行等からの借入残債で補償金を要しないものがあれば、繰上償還や借換え、低利率への見直しを行っていくこととする。

4 効果

借入残債のうち高利率のものから順に上記の取り組みを進めることで負担を軽減できる。

5 実施時期

国等の新たな特例措置の構築が図られることが前提となるが、高利率の市中銀行等からの借入残債で補償金を要しないものに係る繰上償還等は、平成29年度から可能な範囲で進めていく。

6 担当課

財政課、下水道管理課、企業会計所管各部局

7 考えられる課題・問題点

公的資金の繰上償還にあつては、補償金が免除されなければメリットがないため、国の制度設計に依存するところが多い。

市中銀行等については、現状固定金利で借用しているため、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に限り利率変更の協議が可能となることから、借換えや利率の見直しが、想定したほどの低利率にならない可能性はある。また、逆のケースとして、市中銀行等から低利率で借入した後に金利が大幅に上昇した場合、高利率への見直しを求められる可能性がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

国等の新たな特例措置の構築を図るよう、近隣市町との調整をとりながら働きかけていく。

また、繰上償還等にあつては、経済状況を常に見極めながら対応していく。

計画名 下水道事業計画（污水対策）の抜本的見直し

1 現状と課題

下水道事業は、市街化区域の整備をほぼ終えた現在においても、調整区域に事業範囲を拡大して実施している。

ただし、その後の国の方針転換により、平成37年度までに整備を終えることを求められるようになったため、現在本市では、33年度までにすべての区域の工事を終えるよう計画している。

しかし、今後、下水道事業の企業会計化により、赤字会計に転落し厳しい財政状況となることが懸念されるため、接続率の向上を図るとともに、使用料の改定等も行わなければならない状況となっている。

2 今後の方針

今後計画されている市街化調整区域における下水道の整備計画を見直し、事業採算性が難しい地域については事業を凍結する。

その一方で、当該地域における污水対策の代替措置も併せて講じていく。

3 取り組み内容

現在、33年度まで実施が予定されている下水道管渠の新設工事の事業計画において、市街化調整区域における事業採算性が難しい区域を原則として無期限凍結とするなどして、事業総枠並びに地方債の借入を抑制し、企業会計化後の下水道事業会計の財政を健全化し、ひいては一般会計の繰出負担を軽減する。

なお、整備凍結区域においては、新たな補助制度の創設等により合併処理浄化槽の普及を図り、公共下水道とは別の污水处理を行っていくこととする。

4 効果

(1) 地方債を発行しないことを前提として、国庫補助金と受益者負担金相当額を除いた、一般財源レベルでの削減効果概算（長期財政計画改訂に係る資料から抜粋）

年度	見直し前	見直し後	差額	(単位：千円)
H29	1,436,085	⇒ 1,331,470	△ 104,615	
H30	1,430,510	⇒ 322,900	△1,107,610	
H31	1,823,210	⇒ 89,700	△1,733,510	
H32	2,026,010	⇒ 250,600	△1,775,410	
H33	1,706,610	⇒ 262,100	△1,444,510	
(計)	8,422,425	⇒ 2,256,770	△6,165,655	△60億円

- (2) 合併処理浄化槽の普及に係る新たな補助制度創設による影響
補助単価上限約 500 千円×整備凍結区域世帯数約 5,000 世帯
≒25 億円

差引 実質的な歳出削減見込額 (1) - (2) 約 35 億円

5 実施時期

平成 29 年度以降

6 担当課

下水道管理課、下水道整備課、環境保全課

7 考えられる課題・問題点

汚水処理構想策定後の事業変更は難しい。

整備予定区域の地元住民、大口の公共事業の発注が無くなってしまうことによる地元建設業者等の反発が予想される。

整備の取りやめ区域に係る汚水対策の代替策を要する。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

今後の対応として、国の 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）策定マニュアルによる「全県域汚水適正処理構想（H28. 7 公表）」の次期修正時において、整備区域を見直すことも検討する。

さらに、平成 37 年汚水処理概成（総務省）の目指す施策を実現するため、事業凍結となった区域には、合併処理浄化槽を普及させることとし、そのための新たな補助制度を創設するなど、公共下水道とは別の汚水処理を進めることも併せて検討する。

計画名 旅費日当の見直し

1 現状と課題

本市では、職員が公共交通機関を利用して出張した場合、一般職員で2,600円の日当(旅行中の昼食代、通信費、その他の多目的地内の交通実費の諸経費…ただし、行先によっては、その1/2又は1/3の額)が支給されている。

この額は、西三河の近隣市町では最高額となっている。

なお、近隣市町の一般職員に係る1日当たりの旅費日当の額は、以下のとおり。

- 2,600円～2,200円：みよし市
- 2,100円：高浜市
- 1,500円：碧南市、刈谷市、安城市、知立市
- 1,200円：岡崎市
- 1,000円：豊田市

2 今後の方針

近隣市町の状況を踏まえて、旅費日当の額を減額する。

また、出張人員や回数についても一層精査していく。

3 取り組み内容

職員の1日当たりの旅費日当の額を、現在の半額とする。

例えば、一般職員に係る1日当たりの旅費日当の額2,600円を、その半額の1,300円に減額改定する。

4 効果

旅費日当の額が現状の半額に抑制される。

【削減効果】

平成27年度普通会計における旅費決算額64,028千円

「日当額/旅費総額」⇒約30% (東京1回、名古屋15回 31.2%) として試算

〈例〉 名古屋市出張 日当額 (2,600円×1/2) / 旅費総額 3,240円=40.1%

東京都出張 日当額 2,600円 / 旅費総額 22,220円=11.7%

(64,028千円×30%) / 2 = 9,604.2千円 ≒ 9,000千円

年間 約9,000千円の削減効果

5 実施時期

削減に向けて取り組むのは29年度、実際の削減は翌30年度以降

- 6 担当課
人事課

- 7 考えられる課題・問題点
職員組合と協議する必要がある。

- 8 上記、課題・問題点に対する解決策
本提案が意図するものは、近隣市町との比較検証による「合理的」な根拠に基づく減額改定となっている。

計画名 観光事業委託料の段階的縮減

1 現状と課題

合併協定では、観光イベント、各種まつり（以下「イベント等」という。）について「全ての事業について、そのあり方を新市において検討する」としている。

イベント等には、観光客を呼び込む性質のものと、地元民の楽しみを旨とするものがあり、偏りを失くすためにも、イベント等の精査は不可欠である。

2 今後の方針

観光事業委託料を段階的に縮減する。

3 取り組み内容

イベント等については、それぞれに歴史と伝統のあるものであり、市の恣意的な判断で、廃止・存続を決定することは非常に困難である。

そこで、こうした取り組みを行う代わりに、観光事業委託料の額を段階的に縮減（3年間で現行の1割の経費を削減）し、市費負担の軽減を図りつつ、イベント等の実施主体が、市の財政的支援から自立して、自立的に事業費用の調達等を行うよう徐々に転換を図っていくことで、財政面におけるイベント等の費用を精査することとする。

4 効果

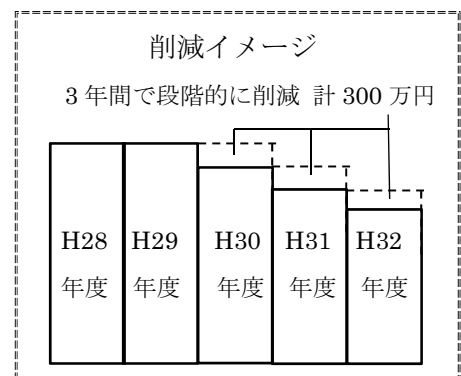
観光事業委託料 H28 予算ベース 33,262 千円

【削減効果】

3年間で現行の1割程度を段階的に削減

$33,262 \text{ 千円} \times 10 / 100 \div 3 = 3,000 \text{ 千円}$

平成30年度からの3年間で計300万円を削減



5 実施時期

削減に向けて取り組むのは29年度、実際の削減は翌30年度以降

6 担当課

商工観光課

7 考えられる課題・問題点

地元関係者への説得が困難

8 上記、課題・問題点に対する解決策

合併協定では、事業のあり方を検討することとしている。また、交付税の合併算定替特例のメリットが平成29年度から段階的に縮減されることとなっている。

市民の声としても、「合併によるスケールメリットがもう一つ生かされていない」との指摘がある。

今回の見直し案では、財政面での削減効果としては限定的であり、イベント等の実施・存続については一切触れていないが、それらについては、各実施主体の創意工夫に委ねることとし、こうした難局を経て、イベント等の事実上の精査が行われることを期待したいと考える。

計画名 リバースオークション（競り下げ方式）の試行的導入

1 現状と課題

「リバースオークション」とは、いわゆる入札の「競り下げ方式」で、国の行政刷新会議では「公共サービス改革プログラム」に基づいて、平成23年3月から平成25年1月までの間に、213件の競り下げを試行的に実施している。

自治体の導入実績は多くないが、神奈川県、大阪府、東京都八王子市、及び近隣では愛知県長久手市が実施している。

本市に限らず、多くの自治体においては現在、市内企業の受注機会の確保、雇用の維持を目的として、市内企業への優先発注等の推進が図られているが、一方で、契約の透明化を図りつつ歳出削減にもつながるものとして、こうした進取の取り組みを、試行的に取り入れてみる。

2 今後の方針

リバースオークション（競り下げ方式）を試行的に導入する。

3 取り組み内容

民間のリバースオークション事業者を介して、一定品目に係る契約に、リバースオークション（競り下げ方式）を試行的に導入し、契約に至るプロセスの「見える化」を図るとともに、併せて経費削減に向けて取り組むこととする。

4 効果

(1) 効果額

視察を行った愛知県長久手市の平成26～28年度にわたる試行実施結果

【実施案件】

物品購入（備蓄食料品、活性炭、指定ごみ袋）4件、業務委託（清掃）1件

【削減効果】

長久手市の成功報酬を含んだ平均実質落札率は84.2%。

これを引用し、次の効果が見込まれる。

基準金額（過去の落札額をベースに算定した額）を1件1千万円とし、実質落札率を85%見込んだ場合

1件あたり削減効果額 約1,500,000円

また、歳出削減以外にも、次に掲げる効果が期待できる。

(2) 「仕様書」の汎用化

既存の仕様書をベースに、民間のリバースオークション事業者の持つノウハウ、情報等が加味されるため、「仕様書」の一層の汎用化が図られ、業者の参加がしやすい仕様となる上に、完成度自体も上がることから、どのような業者と契約しても、同等品

程度の一定品質が担保される可能性が高まる。

(3) 業者参加の担保

民間事業者の持つノウハウ、情報等を生かして、新規業者の開拓が可能となり、仕様書の汎用化と併せて、入札参加業者が一定数担保される可能性が高まる。

(4) 入札プロセスの「見える化」

リバースオークション開催に係る手続きそのものは、民間事業者の所管となるが、参加業者の応札のプロセス等は、市の意思により、完全公開とすることができるため、これまで以上に、入札プロセスの透明化、「見える化」が図られることになる。

5 実施時期

削減に向けて取り組むのは平成 29 年度、実施は翌 30 年度以降

6 担当課

財政課が事務を所管

7 考えられる課題・問題点

思うような成果が上がらない可能性がある上、法的な根拠づけ、及び民間のリバースオークション事業者に対する成功報酬の支出費目の設定等、クリアしなければならない課題も多くある。

また、市内企業からは、受注機会の確保、優先発注等の方針がいたずらに阻害される懸念があるとして、慎重な対応を求められる可能性もある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

人口減少の時代を迎え、民間企業の体力維持が懸念される中で、市内企業の受注機会の確保、雇用の維持を図ることは、今後一層重要となる。

このため、市内中小企業者への影響は最小限となるよう配慮することを前提としつつ、その上で、金額が一定以上であり、かつ経費削減効果が検証しやすい調達について、試行的に導入する。

また、法的な根拠づけについては、長久手市及び神奈川県を始めとする先進自治体の例に倣い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく「随意契約」の扱いとし、さらに、リバースオークション事業者に対する成功報酬の支出費目についても、長久手市に準じて「委託料」で計上する。

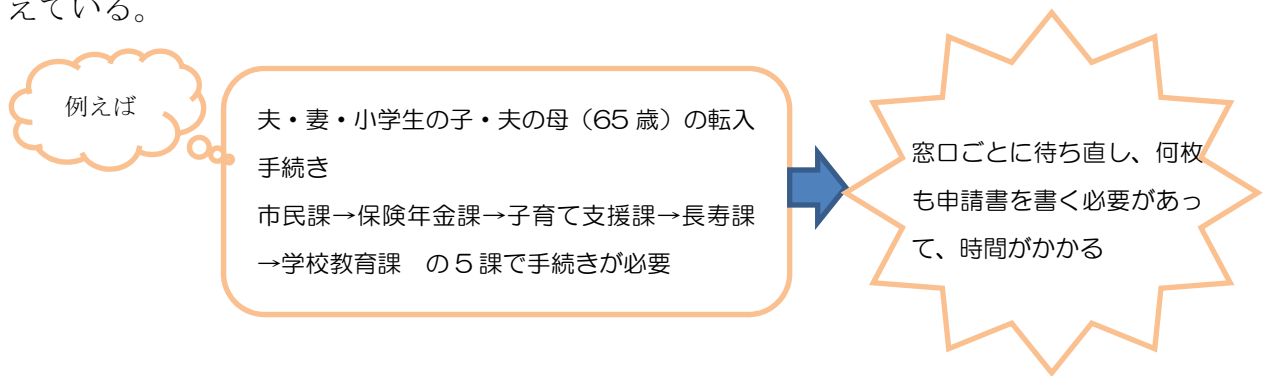
計画名 総合窓口・コンシェルジュの導入と民間委託

1 現状と課題

市役所の窓口業務は、市民にとってもっとも身近で市役所の顔ともいえる。そのため、市民目線にたって、効率的で利便性の高いサービスを提供することが求められている。

しかし現状は、庁舎案内のわかりにくさ、手続きによっていくつもの課を行き来しなければならない負担等市民にとって便利な窓口とはいえない。

一方、サービスを提供する職員側も、制度改正による手続きの複雑化、職員の内部事務の増加、窓口業務とその他事務を同時に行うため仕事が非効率的になるといった問題を抱えている。



2 今後の方針

「迷わない」「待たない」「動かない」窓口を目標に、総合窓口化を推進する。将来的には民間委託を検討する。

3 具体的な取り組み内容

先進自治体の取り組みを参考に、市民系と福祉系の2つの総合窓口をつくる。

職員による総合窓口運用を始め、委託可能な業務をマニュアル化した上で、数年後には民間委託を検討する。具体的には次のように、段階的な検討と運用を提案する。

(1) 関係各課職員による総合窓口の検討

窓口業務の中で総合窓口化できる業務を決定する。業務フロー、申請書の見直し、待ち時間の見える化などを検討し、手続き時間短縮と事務効率化を図る。

(2) コンシェルジュの導入とフロア環境改善

市民を目的の課へ案内するコンシェルジュを配置。また、各課の案内表示を色分けするなど迷わない庁舎案内にする。

(3) 証明発行・住民異動とそれに関連した手続きを行う市民総合窓口を開設

比較的早く終わる証明交付と、時間のかかる住民異動窓口を完全分離する。ライフイベントごとの手続きチェックシートを作成して手続き漏れを防ぐ。

(4) 福祉系の窓口を集約し、福祉総合窓口を開設

市民総合窓口の運営状況を見て後発で開設する。専門性が高い業務が多いため、市民総合窓口とは別に運用し、可能な限りワンストップサービスを目指す。

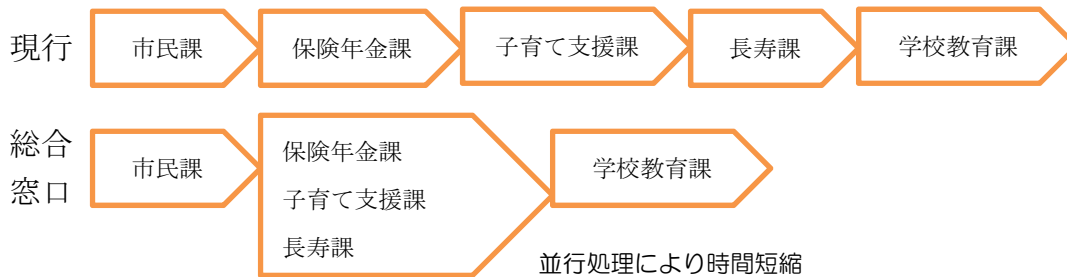
(5) 総合窓口とコンシェルジュの民間委託検討

4 効果

(1) 上記3 (1)～(4) の効果

- ア 業務に対する職員の意識改革と共に事務効率化による時間外の削減が期待できる。
- イ 市民の手続き時間が短縮される。

※前ページ世帯の手続きの場合



(2) 上記3 (5) の効果

人員の調整を委託業者側で行えるようにし、繁忙期、閑散期、人事異動に関係なく安定して市民サービスが供給できる。また、窓口業務の人員を削減し、必要な課に人員を配置できる。

【削減効果】

- 現在窓口業務にかかっている人件費 約 27,800 万円 ①
- 総合窓口・コンシェルジュの委託費用 約 20,700 万円 ②
- 効果額①－② 約 7,100 万円

5 実施年度

- 平成 29 年度 検討チームを立ち上げ、詳細な検討を行う。
- 平成 31 年度 コンシェルジュと職員による市民総合窓口の運用開始
- 平成 32 年度 職員による福祉総合窓口の運用開始
- 平成 33 年度 総合窓口とコンシェルジュの民間委託検討開始

6 担当課

市民課、保険年金課、福祉課、子ども課、子育て支援課、長寿課、学校教育課など

7 課題

- (1) ワンストップにこだわるあまり、全て総合窓口化しようとする、窓口の回転率が悪くなり、結果的に待ち時間が長くなる可能性がある。
- (2) 民間委託する場合、偽装請負とならないよう職員の教育が必要。
- (3) 民間委託により職員のスキルが下がる可能性がある。

8 課題に対する対応策

- (1) 詳細な分析と熟慮を重ねることで、西尾市の特性に合った窓口を考える。リーダーシップをとる課を明確にし、十分な準備期間をとる。
- (2) 偽装請負とならないよう、委託業者と職員の動線を分けてお互いが重ならないよう

に執務室を分けるなど先進自治体を参考にする。また、先進自治体を参考に職員の教育を行う。

(3) 特異なケースについて事例集を作成して職員が判断できるようにする。

計画名 庶務管理システムの導入

1 現状と課題

現在、出勤簿、年次有給休暇、勤務割り振りの変更、時間外勤務等の出退勤管理及び勤務管理については、担当課ごとにエクセルベースでそれぞれ別々に集計している。

これらの集計は、相互に整合性の確認を必要とするなど非常に複雑に関連しており、近隣各市はこれらの作業をシステム化し、業務を効率化している。

そのような状況の中、本市においては未だに手作業での集計作業のため、集計誤りや判断誤り等のミスが起こっている。

2 今後の方針

相互に関連のある申請及び整合性の確認作業については、システム導入による集計機能やチェック機能を活用することで、ミスを防止し事務を効率化する。

3 取り組み内容

人事給与システム更新に合わせ、庶務管理システムを導入し、全庁的に事務の簡素化・効率化して、事務のミスを防止する。

例えば、時間外勤務手当に関しては、各職員が自席のパソコンから時間外勤務申請をすることにより、その申請データが毎月単位で自動的に集計され、その集計結果から時間外勤務手当の計算までできるようになる。

4 効果

出勤簿、年次有給休暇、勤務割り振りの変更及び時間外勤務等関連する業務の整合性確認等の事務量を削減できる。

【削減効果】

庶務管理に伴う事務にかかる人件費

全所属の処理時間総計 約 1,236 万円/年 (市内部調査)

システム導入使用料 約 600 万円/年 (保守費含む)

システム導入後の年間効果額

約 1,236 万円－約 600 万円＝約 636 万円

5 実施時期

平成 29 年度から稼動

6 担当課

人事課

7 考えられる課題・問題点

職員1人1台のパソコンが配置されていない職場における申請方法及び集計方法を検討する必要がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

庶務担当者による代理申請機能等を活用する。

計画名 総合文書管理システムの導入

1 現状と課題

本市の文書は、西尾市文書取扱規程等の規定により背表紙に保存期間、文書分類番号、実施年度、文書名等を表示している。文書の保存は、紙媒体の目録に収蔵番号を付けて総合書庫に保管しているが、目録には文書内容の詳細情報が記載されておらず、保存文書の検索に多大な時間と労力をかけている。

碧南市を始め近隣市は、文書管理システムを導入し、文書検索を時間短縮して業務を効率化している。

2 今後の方針

公文書管理の最適化・効率化を実現できる総合文書管理システムの導入を検討する。

3 取り組み内容

総合文書管理システムを調査研究する検討委員会を設置。

検討委員会は、総合文書管理システムを調査し、市が必要とする仕様を策定。

総合文書管理システム導入選定委員によりプロポーザルの提案内容を評価し、業者を選定。

4 効果

- (1) 公文書の一元的管理が可能。
- (2) 保存文書の検索時間の短縮。
- (3) 紙文書と文書保存スペースの削減。
- (4) 地震等災害時は、バックアップデータから早期復旧可能。
- (5) システム導入効果額

ア 課内の書棚で書類を探す人件費	約 5,490 万円/年 (市内部調査)
システム導入効果による削減人件費	約 3,660 万円/年 ①
イ システム使用料 (保守費含む)	約 1,780 万円/年 ②
ウ 効果額 (①－②)	約 1,880 万円/年

5 実施時期

平成 29 年度 システムの検討と仕様書の策定

平成 30 年度 プロポーザルの実施 (契約、年度内システム構築)

平成 31 年度 システムの稼働

6 担当課

総務課

- 7 考えられる課題・問題点
既存文書の電子化

- 8 上記、課題・問題点に対する解決策
臨時職員、再任用職員、業務委託などを活用し電子化する。

計画名 LINEで情報発信

1 現状と課題

様々な行政情報の市民への提供は、広報紙やホームページで行われているが、それは行政にとって最低限の情報提供手段である。

市民への情報提供の中には、警報や災害情報等の急を要するものもある。しかし、防災行政無線（同報系）には、聞きのがしてしまうなどの問題があり、テレビやラジオ等では、西尾市の情報収集に時間がかかるなどの問題もある。また、ホームページに緊急情報を掲載しても、市民がインターネットに接続して初めて情報が伝わるもので（プル型）、積極的な情報提供とはいえない。

メール配信システム（メールマガジン）を利用して情報提供している市町村もあるが、一般的にPRメールは氾濫し、読まれないことも多く、迷惑メール設定をしている場合は、その登録がさらに煩雑となる。

2 今後の方針

広報紙、ホームページ、防災行政無線（同報系）等で市民に情報を提供するとともに、新たな情報発信ツールとして、リアルタイムでの情報発信も可能であるSNSを活用し、多くのユーザーへの情報発信・提供を行うことで、市民サービスを向上させる。

3 取り組み内容

SNSの中でもユーザーの多いLINE@の公式アカウントを取得し、行政情報を発信する。

昨今のスマートフォンの普及とスマホアプリ「LINE」の国内ユーザー数を考えると、有効なプッシュ型ツールの一つであるといえ、市民サービスの向上に大きく寄与することになると考える。

主要SNSの国内ユーザー数

インスタグラム	810 万人	スマートフォンのカメラアプリ。撮影した写真をその場で加工してアップできるSNS。
フェイスブック	2,400 万人	実名で現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をするSNS。
ツイッター	3,500 万人	140 字以内でつぶやくシンプルなSNS。
ライン	5,800 万人	無料で通話やチャットができるメッセージアプリ。

※ 現在、本市はツイッターを開設している。

4 効果

- (1) 警報や災害情報等緊急性の高い情報を、速やかに、より確実に提供することができる。
- (2) 即時性が高く、情報等の拡散も期待でき、より効果的なイベント等の開催案内が可能となる。
- (3) 手軽で安価に情報提供することができる。

5 実施時期

平成 29 年 10 月

6 担当課

商工観光課、危機管理課、秘書課

7 考えられる課題・問題点

- (1) 先行市町村から「登録数が思うように伸びない」といった意見を聞いた。公式アカウントを取得するのは安価（ユーザー数に応じて月額 0 円～21,600 円）であるが、市民が登録をしてくれなければ効果はない。職員の手間は増えるが効果は上がらないといったことは避けなければならない。
- (2) 各課が自由に情報提供することも可能であり、提供内容の体裁等がバラバラになってしまうことも想定される。一方で一つの課が担当課となって取りまとめを行い、情報提供をすると、担当課の負担が大きくなってしまう。
- (3) 従来型の携帯電話の利用者は、いまだ多い。

8 課題・問題点に対する解決策

- (1) 登録を頻繁に呼び掛ける。登録したくなるような有意義・魅力的な情報を提供し続ける。
- (2) 運用ポリシー等を策定し、一定のルールのもと、積極的な情報提供に努める。各課が自由に情報提供するのではなく、イベントは商工観光課、防災は危機管理課、その他のお知らせは秘書課といったように区分することも一案であると考えらる。

計画名 ネーミングライツ（命名権）制度の導入

1 現状と課題

新たな財源を確保する方法として、広告収入の確保がある。

その代表的な事例として、「広報にしお」や「市ホームページ」上に広告を掲載する事業者を募集し、決定された応募事業者から、一定の歳入を確保している。（平成 29 年度予算：広報にしお 292 万 8 千円、市ホームページ 120 万円）

今回提案するネーミングライツ（命名権）制度は、本市が保有するスポーツ施設、文化施設等、市が設置している公の施設等の命名権を事業者が付与し、市はその対価として命名権料を得る手法である。

民と官の協働による新たな財源確保策として、他自治体でも徐々に導入されつつある。

2 今後の方針

本市が保有する施設等の命名権を事業者が付与する手続きをまとめた「西尾市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」（以下「ガイドラインという。」）を定め、ネーミングライツ（命名権）制度を導入する。

3 取り組み内容

対象施設、募集方法、審査方法、契約期間（命名権付与期間）等の基本的な考え方をまとめたガイドラインを定める。

なお、ネーミングライツ事業の種類は以下の 2 種類を想定する。

- (1) 特定施設募集型 市が予め選定した施設について事業者を募集する。
- (2) 提案施設募集型 上記以外の施設について事業者から提案施設を募集する。

※市内の主な対象施設…西尾市文化会館、西尾市総合体育館など

4 効果

- (1) 市としては、歳入確保の他、施設のイメージアップや利用率向上等が期待できる。

類似事例は下記及び次ページのとおり。

ア 団体名	愛知県稲沢市
イ 対象施設	稲沢市民会館
ウ パートナー	学校法人 滝川学園
エ 愛称名	名古屋文理大学文化フォーラム
オ 契約期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（5 年間）
カ 命名権料	年額 300 万円

- (2) 民間事業者としては、地域社会への貢献や企業イメージアップ等が期待できる。

5 実施時期

平成 30 年度から順次実施

6 担当課

企画政策課…ガイドライン策定、募集、審査及び優先交渉権者の決定 等
施設所管課…優先交渉権者との協議調整、契約、予算措置及び運営 等

7 考えられる課題・問題点

- (1) 市役所、消防庁舎、小中学校、幼稚園、保育園等、愛称を付することが適当でない施設の取り扱いをどうするか。
- (2) 個人、グループ、法人でない事業者の取り扱いをどうするか。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

- (1) 対象施設から除外する方向で検討する。
- (2) 契約期間は3年から5年程度を想定しており、審査では応募事業者の財務状況も重要となる。安定した歳入確保のために、より信用力の高い法人に限定する方向で検討する。



計画名 水道事業の経営安定化

1 現状と課題

水道利用者数は、5年前の平成 23 年度と平成 27 年度を比較すると約 1,400 人(0.8%)増と毎年増加している。

一方で、節水機器の普及効果などにより水道使用料金収入は、5年前と比較すると概ね年々減少傾向にあり、平均毎年約 1,700 万円の減益となっている。

現在の水道事業経営は黒字だが、水道施設の耐震化や 50 年を超える老朽管の更新など維持管理費用がかさんでいくことを勘案し、試算すると平成 35 年度から赤字になると予想される。そのため、水道事業経営の安定化を図り、長期にわたり安全で安心な水道水の安定供給することができる施策が求められている。

2 今後の方針

水道経営の安定化を図るため、現在、一部委託している業務の拡大を検討する。

3 取り組み内容

営業担当業務の料金収納業務、水道の開閉栓業務、メータ検針業務などを公募型プロポーザルを行って委託拡大を検討し、スケールメリットによる経費節減と営業事務の効率化を目指す。

4 効果

委託 1 年目 520 万円

委託 2 年目以降 1,320 万円

委託 5 年後の効果累計額 5,800 万円

※削減効果額は、民間委託した近隣先進自治体の委託費を参考に試算。

5 実施時期

平成 30 年度以降

6 担当課

水道管理課

7 考えられる課題・問題点

(1) 人事異動などにより委託した業務に精通した職員が減少するため、業務監督能力の低下が懸念される。

(2) 請負業者の従業員に職員が指導や指示をしないように注意が必要である。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

- (1) 業務の確実な引き継ぎと定期的な勉強会等により補う。
- (2) 請負業者の責任者と発注者の監督員が指示・協議することを職員に周知徹底する。

計画名 公共料金等の一括支払

1 現状と課題

市が支払う公共料金等（電気・ガス・水道・電話・インターネット・新聞）は、請求書（納付書）により、課（施設）・事業ごとに支払処理を行っており、市全体で毎月 700 件程度の支払調書を作成している。一連の事務処理において、毎月定期的な事務ではあるが、各課及び会計課職員は、多大な時間と労力を費やしている。

2 今後の方針

全庁的に支払処理を集約化・簡素化することで、支払事務にかかる業務時間を短縮し、業務を効率化する。

3 取り組み内容

西尾市指定金融機関のシステムを利用して、毎月の公共料金等の請求書を取りまとめてデータ化し、その支払データの内容を、各課で確認した後、一括して（一枚の支払調書で）支払を行う。

4 効果

施設や部署単位で行っている公共料金等の支払を取りまとめて一括支払に変更することで、事務を効率化できる。また、支払明細がデータ化されることで、款項目別、部署別、事業別等のデータ集計も容易となる。

【導入前】 処理件数 700 件×12 か月=8,400 件
 1 件の処理時間（起票・審査等） 15 分
 導入前処理時間 8,400 件×15 分=2,100 時間

【導入後】 各課データ確認時間 1 分
 年間データ確認時間 8,400 件×1 分=140 時間
 1 日あたりの会計課処理時間 15 分
 年間処理日数 3 回×12 か月=36 日
 導入後処理時間 15 分×36 日=9 時間
 合計時間 140 時間+9 時間=149 時間

【経費等比較】 1 件の処理費用（手数料） 150 円
 基本料金（年額） 60 万円（初年度のみシステム開発費 60 万円加算）
 ランニングコスト 150 円×8,400 件+60 万円=186 万円
 削減時間 2,100 時間-149 時間=1,951 時間
 時間単価（主任主査以下と臨時職員の平均単価） 1,618 円
 効果額 1,951 時間×1,618 円-186 万円=約 130 万円

5 実施時期

平成 31 年度 実施

6 担当課

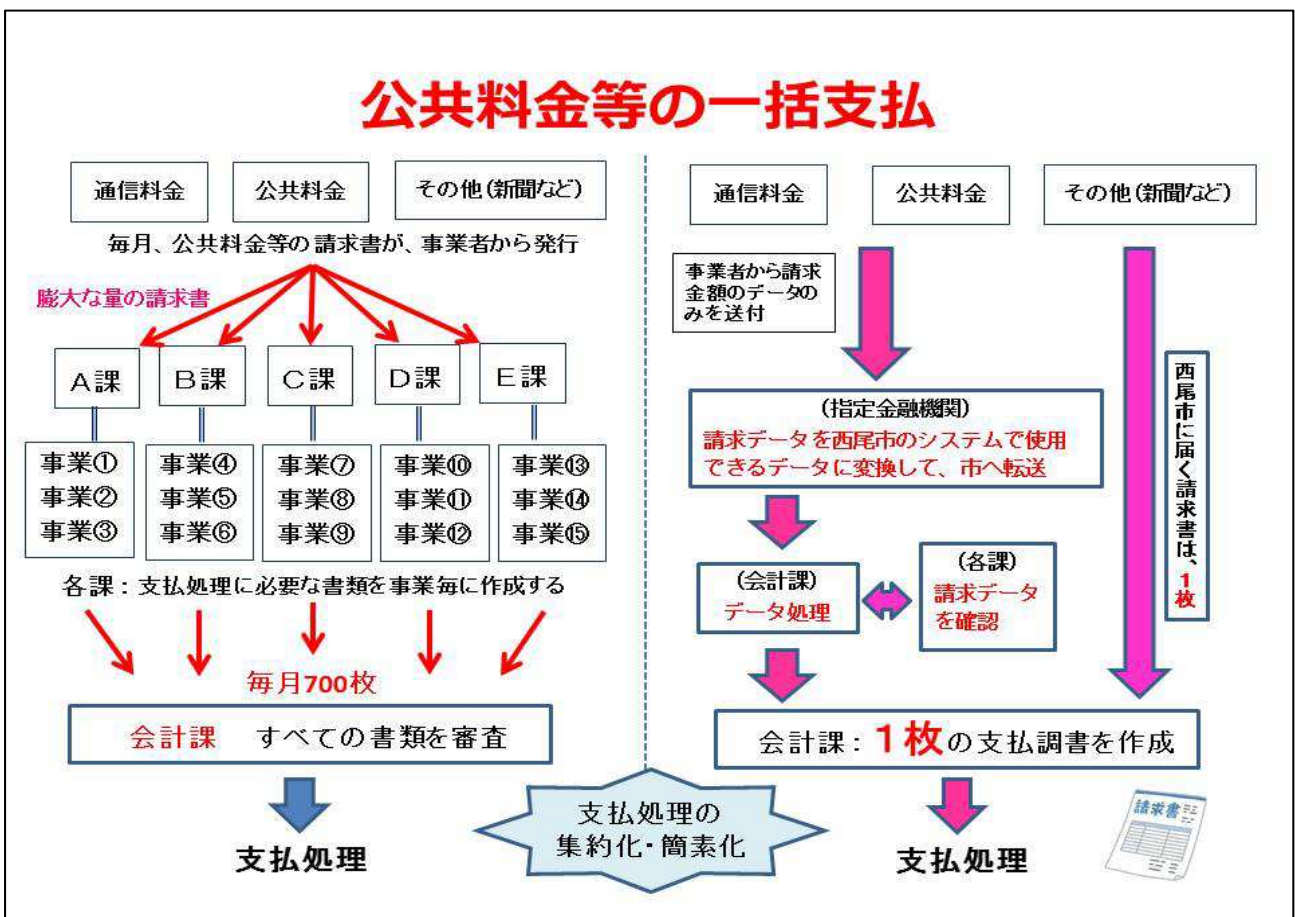
会計課

7 考えられる課題・問題点

- (1) 現行の会計規則（第 50 条第 2 項）では対応できない。
- (2) 会計課は審査機関であるが、起票から審査までを同一部署で行うことで、審査の精度が下がる。
- (3) 一括支払を実施した場合、担当課が公共料金等の支払事務を行わなくなることで事務処理の都合上、一時的に支払状況の確認を怠り、予算不足になる可能性がある。また、経費削減への努力を怠る可能性もある。

8 課題・問題点に対する解決策

- (1) 会計規則の改正（先進市の例：兵庫県豊岡市、三重県四日市市、滋賀県大津市、茨城県筑西市等）。
- (2) 先進例では、規則改正により対応している。民間事業者と調整する中で、担当課を分ける必要が生じれば、事務の一部を別の課で対応する。
- (3) 毎月の支払事務は行わないが、請求額（支払額）や使用量などがデータ化され、内容を確認できるため、課（施設）・事業ごとに毎月の状況を把握できる。



計画名 会議録の簡略化

1 現状と課題

当市では、多数の委員会や協議会等を有し、会議の都度、会議録等を作成している。会議録作成の現状を調査したところ、ICレコーダー等の録音機器を使い、ほぼ正確な会議録を作成している会議数は、平成 28 年度で 600 件超であり、会議録の作成には 5,400 時間超をかけて作業しているという結果であった。

正確に記録することは、重要であるが、調査の結果から、多大な労力と時間を費やし、一言一句を記録することが、過重な業務となっていることは否めない。

2 今後の方針

法令等で義務付けられている場合を除き、会議録の内容は、要点（発言要旨）のみに絞り、会議録作成に要する労力・時間の軽減を図る。

（例）議事の経過（全部）：西尾市議会の議事録（西尾市議会会議規則）

議事の概要（概要）：都市計画審議会の議事録（都市計画審議会運営要綱）

議事の要点（要点）：法令等に記載のない会議

3 取り組み内容

会議録（要約版）の様式を定め、全課、要約会議録の作成に努める。また、会議へのパソコン持ち込みを承認し、会議中の会議録作成を推奨することで、作成にかかる時間を短縮する。それに付随し、貸し出し用のモバイル型ノートパソコンを増やす。

4 効果

会議録を作成する時間を短縮し、事務の軽減、効率化を図る。

5 実施時期

平成 30 年 4 月

6 担当課

企画政策課、総務課、情報システム課、各課

7 考えられる課題・問題点

「議事の経過の全てを記録しなければならない」という職員の思い込みや前例踏襲から脱却する。

8 課題・問題点に対する解決策

全課において、要約会議録の作成が前提であり、議事の経過を全て記録する会議録は例外とする。

計画名 行政情報コーナーの移設

1 現状と課題

現在、庁舎西玄関付近に「行政情報コーナー」が設置されているが、場所が分かりにくいこともあり、閲覧している市民は非常に少ない。また、設置されている書籍・パンフレット等の種類も少ない。

2 今後の方針・取り組み内容

「行政情報コーナー」を市民課や福祉課前のロビーなど、多くの市民の目に触れる場所へ移設し、閲覧できるスペースも併せて確保する。また、誰もが気軽に手に取ることができ、関心の持てる市政情報を設置し、効果的な情報発信を行う。

3 効果

多くの市民の目に触れる場所へ移設することで、市政情報を効果的に発信することができ、市民の市政への参画を促進することができる。また、行政情報の他、充実した内容のパンフレット等を併せて設置することで、マイナスイメージも持たれやすい市役所の雰囲気、親しみやすく、立ち寄りやすい市役所へと変えることができる。

4 実施時期

平成 30 年 4 月

5 担当課

総務課、秘書課

6 考えられる課題・問題点

- (1) 市民が必要としている情報が提供できていない。(市民ニーズの把握が必要)
- (2) 行政情報コーナーの場所を、視覚的に(案内看板の設置など)市民に伝えることができていない。

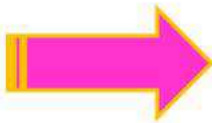
7 課題・問題点に対する解決策

- (1) 来庁者アンケートを行うなど、市民ニーズを的確に把握し、ニーズにマッチした有益な情報を提供する。(イベント開催や補助金の紹介など)
- (2) 市民が最初に訪れる玄関口である一階北側に移設する。場所の案内は、広報等で周知する。また、庁舎内にわかりやすく表示する。

行政情報コーナーの移設

現在

1階西玄関脇



今後

1階正面玄関脇



市民の方が気軽に 市政情報を手にすることができる

⇒ 市政に対してより興味を持っていただける

⇒ 内容の充実につながる

計画名 公共施設の空き部屋を学習室に開放

1 現状と課題

現在、市内図書館の自習室の席数は、以下のとおりである。特に、本館では席数が不足し、テスト週間になると、開館前の早朝から座席確保のために中学生や高校生が多く列をなしている状況である。

市内の各公民館・ふれあいセンターでは、西尾市公民館運営要綱第 2 条第 2 項で「公民館の館長は、1 公民館につき 1 部屋に限り、勉強する目的で施設を利用する者に、時間、期間等を定めて開放することができる」の規定に基づき、テスト期間に限らず常時、学習スペースの提供をしている施設もあるが、各施設で運用が統一されておらず、市民への周知も積極的に行われていない状況である。

また、市民要望として、学生が自主学習のできるスペースの確保があげられている。

<各館の自習室席数>

- ・本館 39 席
- ・一色分館 改修により専用席は無し
- ・吉良分館 30 席
- ・幡豆分館 42 席

2 今後の方針・取り組み内容

各公民館・ふれあいセンターで、予約のない部屋を開放することが可能な施設において、学習室として開放する。また、ロビーなどのスペースに余裕がある場合は、学習スペースとして利用しやすい環境を整備する。

開放時期は、テスト週間に限定せず常時とし、開放する部屋は、2～3 日前までに各部屋の予約状況を確認し、各施設に掲示する。あくまでも、貸館を優先とし、当日に予約が入った場合は開放できないことがある旨をあらかじめ周知することとする。

各施設での利用状況を考慮し、市役所多目的室の開放も検討していくこととする。

3 効果

公共施設の空きスペースの有効利用と、学生が勉強できる環境の提供により、西尾市の将来を担う人材を育成するとともに、高齢者が利用者の中心となっている公民館・ふれあいセンターを子どもたちにも親しみやすく、立ち寄りやすい開放的な施設へと変えることができる。また、子どもたちが地域の公民館・ふれあいセンターを利用することで、利用者との交流が生まれ、地域ぐるみの教育支援にもつながる。子どもたちにとっては、地域への愛着と誇りを育むことが期待できる。

4 実施時期

平成 30 年 4 月

5 担当課
生涯学習課

6 考えられる課題・問題点

- (1) 開放状況の公表時期が難しい。
- (2) 利用者をどこまで制限するか。中学生・高校生までか。大学生・社会人までか。
- (3) ロビーは共有スペースのため静かではない。
- (4) 周知方法をどうするか。

7 課題・問題点に対する解決策

- (1) 開放状況の公表は、前日または当日に各施設の掲示板で行い、開放状況の確認は利用者自らが行う。
- (2) 予約状況によって、当日利用できなくなる場合もあることを周知する。
- (3) ロビーの場合は、共有スペースのため静かではないことを周知する。
- (4) 利用目的は、自主学習のみとする。
- (5) 利用可能な施設を市ホームページ等で市民に周知する。ただし、開放状況をリアルタイムに更新することは難しいため、直接施設へ問い合わせることとする。

計画名 投票区・投票所の見直し

1 現状と課題

本市には、現在 33 の投票区が設置されており、投票区内の選挙人名簿登録者数や当日有権者数を比較すると、その人数に差が見られる。

合併により市域が拡大した一方で、選挙事務の担い手となる市職員が、西尾市職員定員適正化計画に基づき年々減少している。また、合併算定替による普通交付税が縮減されることから、選挙事務については、今後、人手や財源の不足が課題として考えられる。

以上のことから、市内の人口動態と厳しい財政状況に対応した、新たな選挙執行に係る環境を整備するため、投票区・投票所を見直しする。

2 今後の方針

投票区・投票所の見直しは、町内会をはじめ地域の理解を得る。また、投票機会の拡大や利便性の確保という観点で、期日前投票所を増設するとともに、有権者が政治に参加する投票機会の創出のため、環境の整備を図り、投票率の向上と効率的な選挙の管理・執行に努める。

3 取り組み内容

公職選挙法や国の設置基準などを基本とするが、地域の実情に配慮する必要があるため、「市民が慣れ親しんだ投票区」という従来の枠組みを尊重しつつ、各小学校区に 1 つの投票区を基本とし投票所を設置する。※具体的な取り組み内容は、別記のとおり。

また、期日前投票所については、現在、本庁舎 1 か所で実施しているが、投票手続きの簡素化や啓発活動の効果等により、近年利用者が増加傾向にある。さらなる投票率の向上を目指し、有権者にとって利便性の高い場所で、拡大した市域の中で地理的にバランスの取れた場所に期日前投票所を設置するという考えから、本庁舎との通信ネットワーク環境が整備された公共施設内に期日前投票所を 1 か所増設することを検討していく。

4 効果

各小学校区に 1 つの投票区を基本とすることで、4 つの投票区（投票所）を廃止し、人数に差があった名簿登録者数及び当日有権者数の平準化を図ることができる。また、投票所開設に係る経費や事務従事者などの人件費の削減につながる。

(見直しによる効果額)

投票管理者の報酬	13,900 円×4 人=55,600 円
投票立会人の報酬	13,900 円×8 人 (2 人×4 か所) =111,200 円
臨時職員の賃金	17,784 円×10 人=177,840 円
事務従事者	29 人×1,618 円×15H=703,830 円 (選挙当日と前日準備)
	※時間単価 (主任主査以下と臨時職員の平均単価) 1,618 円
	<u>合計 1,048,470 円</u>

- 5 実施時期
平成 33 年度（次回の市長選挙、市議会議員選挙）
- 6 担当課
総務課（選挙管理委員会）
- 7 考えられる課題・問題点
 (1) 投票所の減少による投票率の低下
 (2) 投票区・投票所の統合により、投票所までの距離が遠くなる高齢者等への配慮
 (3) 投票所として適正な場所であるか否かの選定
 (4) 期日前投票所の確保及び増設に要する経費の増額
- 8 課題・問題点に対する解決策
 (1) 慣れ親しんだ投票所の廃止により、一時的な投票率の低下が予想されるが、期日前投票制度の認知度が高くなってきた現在、期日前投票所を増設することで、更なる投票機会の創出や利便性の向上につながる。
 (2) 高齢者などが投票に行きやすい環境をつくるという観点から、徒歩または自転車で行くことができる町内の集会施設などに投票所を設置することが望ましい。投票所を削減した場合には、高齢者などの選挙機会を確保するため、行政が投票所までの移動を支援していくことも視野に入れる。
 (3) バリアフリー化や駐車スペースの確保などを考慮し、町内会をはじめ地域の意見も反映しながら、設備の整った公共施設を優先的に投票所として選定する。

【3 取り組み内容：別記】

投票区、投票所（統合） ⇒ 現行 33 か所から 29 か所となり、4 か所減少

小学校区	投票区	選挙人名簿登録者数	臨時職員数	事務従事者数	現在の投票所	見直し後の投票所				
三和小 ※米野、貝吹投票所を統合し1か所にする。	米野	4,183	6,964	4	9	10	三和保育園	三和保育園		
	貝吹	2,781					3		9	東部保育園
寺津小 ※寺津南、寺津北投票所を統合し1か所にする。	寺津南	3,135	6,407	4	9	10	寺津ふれあいセンター	寺津小学校 又は 寺津ふれあいセンター		
	寺津北	3,272					3		9	寺津保育園
幡豆小 ※鳥羽、西幡豆、寺部投票所を統合し1か所にする。	鳥羽	1,723	5,929	3	7	10	鳥羽老人憩いの家	幡豆小学校 又は 幡豆いきいきセンター		
	西幡豆	3,427					4		9	幡豆小学校
	寺部	779					2		7	寺部集会所

※登録者数：平成 29 年 6 月 25 日執行 西尾市長選挙・西尾市議会議員一般選挙時

計画名 防犯灯の一齐LED化

1 現状と課題

本市では、防犯灯は町内会が管理（蛍光灯約6,500灯、LED約4,000灯）しており、防犯灯設置事業に対して補助金を交付している（補助金額は、1灯につき防犯灯設置工事に要する経費の3分の2の額とし、25,000円を限度）。

また、町内会事務の地域振興活動事務委託料として防犯灯維持費を支出している（電気料の一部負担、1灯当たり蛍光灯2,050円、LED2,000円）。

近年、近隣自治体で防犯灯のLED化が進んでいる。LED化することにより、消費電力を抑え、修繕費を削減できる上に、耐用年数が長く防犯上も有利となるが、現状の補助制度のままでは、すべての防犯灯のLED化が完了するには10年以上かかる。

2 今後の方針

市内のすべての防犯灯を一齐にLED化する。

町内会管理のまま、市が民間業者と、長期リース契約、又はESCO (Energy Service Company) 事業(顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態)による業務委託契約を結び、多額の初期投資をかけずに一齐にLED化する。

また、当該契約分に係る改設補助金は予算計上しない取り扱いとする。

さらに、既設LED灯とのメリットの相違等を考慮し、防犯灯維持費のうち当該契約分に係るLED灯と、今後新設するLED灯は、単価の引き下げを行うこととする。

3 取り組み内容

町内会が設置し維持管理する防犯灯のうち、LED化されていない約6,500灯を町内会からの申請に基づき、交換工事や維持管理を含めた10年間の包括的リース方式、又はESCO事業の導入による10年間の業務委託契約を結び、多額の初期投資をかけずに、一齐にLED化を図ることとする。

また、当該契約分に係る改設補助金等は予算計上しない取り扱いとする。

具体的には、現在の年間約1,600万円の補助額から、改設補助に係る500件分、1,000万円を削減するとともに、250件平均の新設分についても200件を上限として設定することで100万円を削減し、予算総額を年500万円まで抑制する。新設要望等への対応は、この予算枠の範囲内で行うこととし、以後の新設は、LED灯のみを対象とする。

さらに、既設LED灯とのメリットの相違等を考慮し、当該契約分に係るLED灯と、今後新設するLED灯の維持費は、単価の引き下げを行うこととする。

具体的には、既存LED灯(約4,000灯)2,000円/灯に対し、当該契約分に係るLED灯(約6,500灯)と、今後新設するLED灯(年間約250灯)は、年額の電気料相当額である、1,600円/灯にまで引き下げるものとする。

なお、当該契約を締結するには、町内会からの申請内容の現場調査を要するが、これに合わせて、防犯灯管理システムを構築し、市が現状把握を図る一助とする。

4 効果

見直し前（補助金）

設置費用	1億9,500万円	（市 1億3,000万円、町内会 6,500万円）
電気料金	1億6,400万円	（市 1億3,200万円、町内会 3,200万円）
計（①）	3億5,900万円	（市 2億6,200万円、町内会 9,700万円）

見直し後（リース契約又はESCO契約）

設置費用	1億3,000万円	（市 1億3,000万円、町内会 0円）
電気料金	1億 円	（市 1億 円、町内会 0円）
調査・システム費用	3,500万円	（市 3,500万円、町内会 0円）
新設補助上限設定	△ 1,000万円	（市 △ 1,000万円、町内会 0円）

計（②） 2億5,500万円（市 2億5,500万円、町内会 0円）

効果額（②－①） △10,400万円（市 △ 700万円、町内会 △ 9,700万円）

（1年あたり換算） △ 1,040万円（市 △ 70万円、町内会 △ 970万円）

【歳出削減以外の効果】

- ・省エネ施策として有効である上に、耐用年数が長くなり防犯上も有利となる。
- ・電球が切れた際の交換など、町内会の事務作業が大幅に負担軽減できる。
- ・防犯灯管理システムの構築により、市が防犯灯の現状把握を図る一助とできる。

5 実施時期

平成 30 年度に契約・移行準備、平成 31 年度からの施行を目指す。

6 担当課

危機管理課 防犯灯事務の主担当（設置事業補助金を所管）

地域支援協働課 町内会事務の主担当（防犯灯維持費を所管）

7 考えられる課題・問題点

- （1）申請時の町内会長に大きな負担がかかる。
- （2）契約期間終了後の対応はどうか。
- （3）契約後の補助金削減による影響は。
- （4）契約の受注者次第では、市内電気事業者が活用されない懸念がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

- （1）町内会のメリット等を丁寧に説明する。
- （2）町内会へ無償譲渡を予定しているが、一斉の更新時期を迎える事態に備えて、再度の契約の可能性も含め、対応策を検討する。
- （3）新設分の予算は、上限を設けるものの、引き続き一定の措置を予定する。
- （4）仕様書・契約の際の特約として、交換工事及び維持管理について市内電気事業者を活用する旨を明記し、受注機会を確保する。

計画名 敬老事業委託料等の見直し

1 現状と課題

本市では、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うため、市内在住の高齢者に対して、以下の事業を実施している。

敬老金の支給

数え100歳以上：祝金10,000円＋祝品

数え88歳：祝金10,000円

- ・敬老金品の配布は民生委員に依頼（地域高齢者の状況把握に寄与）
- ・県敬老事業は、数え100歳時に祝い品の贈呈
- ・国敬老事業は、満100歳時に内閣総理大臣名の祝状と銀杯の贈呈

敬老事業委託料

代表町内会長に敬老事業を委託。77歳以上の高齢者に1人当たり1,100円

敬老会開催補助金

敬老会開催地区に1人当たり400円

本市の高齢化率は、全国平均26%をわずかに下回る約24%である。

この先さらに高齢者は増加し、今後、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」も控える中、このままだと、人口減少で税収が減ると反比例して、高齢者福祉に係る費用、介護保険料等の負担は増えるばかりとなる。健康寿命を延ばすための取り組みや介護予防事業を通して、介護事業の負担増を抑制するということが課題となる。

「敬老の日」制定から50年、半世紀を経て、自治体が高齢者に贈る祝金の一部又は全部を廃止する動きが広がっている（神戸市、大津市、高松市など）。

また、県内では、高浜市が16年度事業見直しを行い、敬老事業を廃止している。

本市においても、敬老事業が開始されたころと社会背景は大きく変化しており、事業の見直しに取り組むべき時期を迎えている。

2 今後の方針

敬老事業委託料等の対象年齢の見直しを行う。

3 取り組み内容

本市の敬老事業については、これまでも見直しを行ってきている。老人福祉法の主旨、国県の制度等に照らした場合、高浜市や神戸市のように廃止してしまうのは難しいが、当該制度の範疇での対象年齢の見直し等は可能と思われる。

本市では、委託料及び補助金について、事業仕分けの提言により、平成26年度から段階的に見直しを実施しており、敬老会を開催し活発に活動している町内会については補助金を支給、未開催の町内会にあっては事業委託費のみとしている。

このため現在、委託費1,100円／人、補助金400円／人であるものを、平成30年度は、委託費1,000円／人 補助金400円／人に変更する。

また、法の主旨に則り事業の大筋は変えることなく、時代の変化と健康寿命の伸びに応じて制度設計の一部見直しを図りつつ、「2025年問題」の到来を前に、高齢者の増加に備え将来負担を軽減するため、現在実施している事業仕分けによる見直しをベースとして、さらに、敬老事業委託料等の対象年齢を、数え77歳以上から数え80歳以上に引き上げるものとする。

なお、これを一つの契機として委託費と補助金の減額の見直しを検討していくこととする。

4 効果

歳出削減効果（平成29年8月1日現在人口統計表より）

○敬老事業委託料

数え77歳以上

$$17,873 \text{ 人} \times 1,100 \text{ 円} = 19,660,300 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

数え80歳以上

$$13,446 \text{ 人} \times 1,000 \text{ 円} = 13,446,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{差引 (①-②)} = 6,214,300 \cdots \textcircled{5}$$

○敬老会開催補助金（「1/2」は敬老会開催地区の平均…概ね半数）

数え77歳以上

$$17,873 \text{ 人} \times 1/2 \times 400 \text{ 円} = 3,574,600 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$$

数え80歳以上

$$13,446 \text{ 人} \times 1/2 \times 400 \text{ 円} = 2,689,200 \text{ 円} \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{差引 (③-④)} = 885,400 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

$$\text{単年度削減効果額 (⑤+⑥)} \div 7,000,000 \text{ 円}$$

5 実施時期

平成31年度からの施行を目指す。

6 担当課

長寿課

7 考えられる課題・問題点

高齢者の中には、これからの日本の担い手となる子育て支援に力をいれるべきだとの意見もあるが、一方で、長年にわたる社会の進展に寄与してきた者はもっと敬愛されるべきとの意見もある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

高齢者福祉の在り方を見直し、長寿命化が進んでも、元気で過ごせるよう、健康保持や生活支援などの介護予防事業に重点を置き、シルバー元気教室などを実施することで健康寿命を延ばすよう取り組む。

計画名 医師会等協力費の見直し

1 現状と課題

西尾市では昭和 48 年以来、福祉医療では西尾市医師会と西尾市歯科医師会に、国民健康保険では西尾市医師会、西尾市歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に協力費を支出している。

協力費制度は、福祉医療である医療費助成制度(老人医療費、乳児医療費、障害者医療費等の助成制度)を周知し市民の保健の増進と福祉の向上を図らんとして医療機関等に協力を仰ぐために県下の多くの自治体で採用されてきたものである。当市で協力費制度の始まった昭和48年は、国民皆保険・皆年金が昭和36年に実現した後、老人福祉法、母子福祉法等も制定され、老人医療費無料化が始まり『福祉元年』と謳われた年である。

当時の国民一人当たり医療費は3.6万円であり、医療機関の協力を仰ぎ積極的な受診を勧奨した結果、当時73歳程度であった平均寿命も10年以上伸長し、1人当たり医療費も33.3万円となり、その目的を十分果たしたとして県内他市でも順次廃止され現在西三河9市で実施しているのは西尾市のみとなっている。

2 今後の方針

医師会等協力費を廃止する。

3 取り組み内容

医師会等協力費については、当初の目的を達成していると判断できるため、現在、福祉医療費及び国民健康保険事業（趣旨普及費）にて支出を行っている協力費を廃止することとする。

4 効果

平成 29 年度予算ベースでの削減額

福祉医療費 235 万 5 千円

国民健康保険事業（趣旨普及費）165 万円

計 約 400 万円

5 実施時期

平成 31 年度からの適用を目指す。ただし、関係団体の状況により、3 年程度の期間で段階的な縮減による廃止も可能とする。

6 担当課

保険年金課

7 考えられる課題・問題点

医師会等との調整を要する。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

医師会等協力費等は、これまで各団体運営における安定的な財源となってきたため、団体運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

計画名 消防車の削減

1 現状と課題

当市の消防力に関しては、合併や機能別消防団の発足などにより、順調に消防力の充実強化が行われるとともに、西尾市行財政改革推進計画（第 4 次実行計画）に基づき、消防車の配置や更新計画が見直され、5 台の消防車を削減するなど消防力の適正化も図られてきたところである。

しかしながら、車両更新となれば、消防車は高額なものが多く、1 台あたり水槽付ポンプ車約 4,400 万円、ポンプ車約 2,800 万円、救急車約 3,700 万円の予算が必要となる。

当市、公用車の中でも特に高額な予算が必要となる消防車の台数をさらに見直し、更新台数を 1 台でも抑えていくことが重要である。

2 今後の方針

消防全体の車両配置等を再検討し、市民の安全安心に影響が無いように 1 台でも多く消防車を削減する。

3 取り組み内容

機能別消防団の設置に伴い、可搬式消防ポンプを各分団に配備したため、消防署のポンプ車に余力が発生したと想定される。よって、総務省消防庁の示す整備指針に基づき、消防車の配置等を再検討し、ポンプ車を 1 台削減する。

4 効果

消防ポンプ車（1 台） 約 2,800 万円

5 実施時期

平成 32 年度

6 担当課

消防本部総務課

7 考えられる課題・問題点

消防力はより大きいほうが市民の安心に繋がるため、消防ポンプ車を削減することに対し、市民等から苦情が出る可能性がある。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

消防ポンプ車を削減しても影響がないことを説明し、理解を得る。

計画名 児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料の廃止

1 現状と課題

児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料は、市内中学校生徒を対象として、生徒の健全育成を図るため、泊を伴う野外活動、スキー教室など教育活動に対して必要となる経費の支援を行うもので、教育委員会と各中学校長との間で委託契約を締結し、市は、1人あたり2泊の場合6,000円、3泊の場合6,500円の助成を行っている。

しかし、本事業については、近隣市町で公費の助成を行っているのは一部団体のみであることから、本市の厳しい財政状況を踏まえて見直しが求められている。

さらに、本事業は、実施していない中学校（10校中1校）もあり、泊を伴う行事が学校により様々で、実施対象としている事業にもばらつきが出てきているため、一律の経費負担という現行の契約の在り方を抜本的に見直す時期にもきている。

2 今後の方針

児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託料を廃止し、市費負担は行わない。

3 取り組み内容

泊を伴う野外活動に対する助成の目的は達成しているため、毎年度、教育委員会と各中学校長との間で交わしている、児童生徒健康増進特別事業（自然教室）委託契約を締結せず、1人あたり2泊の場合6,000円、3泊の場合6,500円の市の助成についても、その一切を行わないこととする。

ただし、廃止することによって野外活動、スキー教室等、教育活動が取り止めになるなど影響の大きさが懸念されるため、当面は現在の半額程度を助成することとし、後に廃止する。

4 効果

児童生徒健康増進特別事業委託料 決算額

平成 27 年度 909 万 6 千円、平成 28 年度 915 万 6 千円

児童生徒健康増進特別事業委託料 当初予算額

平成 29 年度 1,000 万 2 千円、平成 30 年度 942 万 6 千円（見込額）

※単年度ベースで概ね 500 万円の削減効果が見込まれる。

5 実施時期

平成 31 年度

6 担当課

学校教育課

7 考えられる課題・問題点

市費負担が無くなることで、その分、保護者側の負担増となることから、実施にあたってはかなりの抵抗があることが予想される。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

泊を伴う野外活動に対する助成の目的は達成しているため、このような措置を講じたことを保護者に対して丁寧に説明する。

ただし、貧困家庭等の状況など個別の対応が求められる場合もあるため、学校との調整の上、十分な配慮をしていく必要がある。

計画名 補助金制度の見直し

1 現状と課題

補助金等の審査体制については、西尾市行政改革 第 2 次実行計画（第 12 号）により、以下の基本方針が示され、平成 13 年度から実施されている。

(1) 終期の設定…サンセット方式の導入

ア 補助金の交付期間は、最長 5 年とする。

イ 既存の補助金で 5 年を経過したものは、廃止の対象とする。

ウ 引き続き交付する必要がある場合は、新設と同様の手続きにより、交付の適否を検討する。

(2) 評価制度の導入

補助金の交付に際し、チェックシートを用いて評価する。

(3) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規の補助金を設ける場合は、既存の補助金を整理し、類似補助金の統廃合も推進する。

この基本方針自体は、現在においても有益であるが、一市三町合併後の事情変更もあり、現在まで、この方針に沿った改革を進めるまでには至っておらず、現状では、5 年ごとの「終期」に、形式的な審査のみで更新手続を行う状況となっている。

現在の補助制度のままでは、既存の補助団体は既得権が尊重される一方、市民の新しい活動には補助金が交付されないという悪循環に陥っている。

2 今後の方針

先進地の事例等を参考に、新たに補助金にかかわりのない第三者の評価を加え、行財政改革と市民協働社会の視点に立脚し、現在、交付されている全ての補助金を見直すとともに、新たな補助制度を構築することが不可欠である。

具体的には、既存の補助金は一旦白紙に戻し、新規の補助要望と同じくゼロベースでの要望を前提とし、第三者による審査を経て、補助金交付の是非、予算配分の優先順位などを判断するものとする。また、新規の補助要望を喚起するため、公募型補助制度を導入する。

3 取り組み内容

平成 29 年度現在、交付されている約 160 すべての補助金を見直すため、「第三者による補助金検討等委員会」を発足させる。

この委員会が既存補助金の審査方法や新たな公募型補助金の導入などの見直し方針を決定し、補助金の見直しの目的や方法、今後の流れなどをまとめ、報告書として市民や各種団体等へ公表する。

その後、既存補助金を対象とした審査を行うため、担当各課から提出された審査表をもとに、必要に応じてヒアリング等を実施したのち、個別評価を実施する。

この評価に当たっては、先進地の事例を参考に、個別の補助金に対し、行財政改革と市民協働の視点に立脚し、公平性、戦略性、目的の明確化、補助・委託の明確化、事業補助、創意工夫、経理の適切性、自主性、8つの原則に基づいて評価を行い、それぞれ「継続、見直し、変更、廃止」の4つの区分に分類する。

さらに「廃止」以外に分類されたものは、補助金の性質を見極め、「一般補助金、公募型補助金、委託、市直接執行」の4つに分類する。

この評価結果については、公平性を期するため、すべて公表するものとし、誰でも閲覧できるよう、行政コーナーやホームページ上に公開する。

次に、より多くの市民による公益活動や新たなまちづくりを支援するため、「公募型補助金」をスタートさせる。この補助金についても、既存補助金の見直しと同様、第三者による書類審査や公開プレゼンテーション等で審査を行う。

4 効果

「ゼロベースでの補助金の見直し」と「公募型補助金の創設」を合わせて実施することにより、単なる補助金の見直しやシーリングという域を越え、市民協働社会構築のチャンスとすることができる。

5 実施時期

平成30年度までに制度設計を行い、翌31年度から新制度による運用開始を目指す。

6 担当課

企画政策課 新設する「補助金等検討委員会」の所管

財政課 審査により示された補助金の優先順位に基づく予算配分に係る所管

地域支援協働課 公募型補助制度を導入の所管

7 考えられる課題・問題点

既存の補助団体等からの反発が予想される。

8 上記、課題・問題点に対する解決策

既存の補助団体等の立場から考えれば、従前と同じように補助を受けられるかどうか不透明になる。しかしながら、補助金の交付を受けているということは、限られた予算の中で貴重な税金を使っていることになるため、ここで一度、使用用途が不明確なものや効果が薄れているものなどを見直し、補助金交付の適否や活動内容等を公平な立場の方々に審査することが、今後、当市の市民協働社会構築のためには、必要不可欠であることを説明し、理解していただく。